

支給要件見直し

茅野市心身障害福祉年金

茅野市は来年度から、心身障害福祉年金の支給要件を見直す。重度障害者の対象範囲を狭める方針で、2013年度決算ベースで684人が支給対象から外れ、支給額だと総額1,467万円の削減になる見通しだ。市は年明けに市ホームページで制度変更の内容を説明し、3月には対象者に個別通知する。

同年金は心身障害児者の申請を受けて市が独自に支給する「手当」で、年金額は重度障害児が年4万8,000円、準重度障害児と重度障害者が年2万4,000円。1年分を3回に分けて支給している。

変更するのは障害3区分のうち「重度障害者」の対象範囲で、現行は1級以上及び国民年金法施行令1級9～11号の重度障害者（20歳以上）とされているが、改正後は「1級の障害を複合的に抱えている障害者」（市地域福祉推進課）に限定。これにより、13年度に714人だった対象者が30人に激減するもようだ。

変更理由について、市は同制度を整備した1971年

に比べて、障害者を取り巻く支援制度が「格段に充実している」と説明。障害者団体の代表者ら22人でつくる「福祉21茅野障害福祉部会」と2013、2014年度にわたって協議し、理解を得たとしている。

このほか、障害者の介護者に支給する福祉金を年8万円から5万円に減額する。

今回の制度変更をめぐっては、市議会12月定例会に条例改正案が提出されたが、福祉教育委員会での審議は質疑もなく通過。本会議では反対意見が出たが、賛成多数で可決された。

福祉教育委員会の望月克治委員長は、取材に「障害者の生活にこれほど大きな影響が出る条例改正だと気付いたのは本会議直前だった。委員会での再審議も思いつかなかった。審議未了、議員の注意不足と指摘されたとしても一言もない。結果的にチェック機能を果たせず、本当に申し訳ない」と話している。

（長野日報・諏訪 2014年12月27日）

障害基礎年金、支給の目安に差

都道府県の実態調査（厚生労働省）

厚生労働省が障害基礎年金の認定事務の実態を調べたところ、「不支給」とした事例の割合が高い県と低い県では支給する目安に差があることが1月14日に分かった。都道府県ごとの精神・知的障害の認定傾向に差異があるため、厚生労働省は、不公平にならないよう判定の客観的な指標などについて専門家による会合で検討することを決めた。

調査は、支給実務を担う日本年金機構の都道府県事務センターの実態を調べたもの。新視に申請された事例のうち決定が「不支給」だった割合（2010～12年度の3年分）は、最高の大分で24.4%、最低の栃木で4.0%と6倍の差がある。その原因を、サンプル事例1万1,968件を対象に調べた。

結果によると、精神・知的障害の事例の割合が全体の67%を占める。また、不支給の割合が高い県で

は精神・知的障害の等級に該当しないとした割合が高い傾向にあった。

診断書の記載内容をみると、精神・知的障害における「日常生活能力の程度」が5段階のうちどれに判定されたかで差が出ていた。

不支給の割合が低い10県では、5段階のうち軽いほうから2番目（家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には援助が必要）に相当することを支給の目安にしている。

一方、不支給の割合が高い10県では、軽いほうから3番目（家庭内での単純な日常生活はできるが時に応じて援助が必要）に相当することが支給の目安になっており、運用の違いが判明した。

（福祉新聞・第2700号 2015年1月19日）